

聖学院大学大学院学則

聖学院大学大学院学則

第1章 設立及び目的

第1条 聖学院大学大学院（以下「本大学院」という。）の法的設置者は、「基督教会」（ディサイプルス派）の伝統のもとに設立された学校法人聖学院である。

2 本大学院は、学校法人聖学院の最高学府として、プロテスタント・キリスト教の精神に基づき、自由と敬虔の学風の中で、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、真理の深奥をきわめることを通して、民主的社会人としての良識と国際化した現代社会に対する見識とを持ち、かつ精神（霊）的、知的、実践的に成熟した有為の人間を育成し、文化の進展と人類世界の福祉及び平和に寄与することを目的とする。

第1条の2 本大学院の自己点検・評価については、聖学院大学学則第2条の2の規定を準用する。

第1条の3 本大学院の教育研究活動等の状況に関する情報の公表については、聖学院大学学則第2条の3の規定を準用する。

第2章 課程、研究科、専攻及び定員

第2条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要の高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

第3条 修士課程の標準修業年限は2年とし、博士課程の標準修業年限は5年とする。

2 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程を修士課程として取り扱うものとする。

3 本大学院の在学年限は休学期間を除き、修士課程及び博士前期課程においては4年、博士後期課程にあっては6年とする。

第4条 本大学院の研究科及び定員は次のとおりとする。

（研究科名）	（課程）	（専攻名）	（入学定員）	（収容定員）
政治政策学研究科	修士課程	政治政策学専攻	10名	20名
文化総合学研究科	博士前期課程	文化総合学専攻	5名	10名
	博士後期課程	文化総合学専攻	5名	15名
	（小計）		10名	25名
心理福祉学研究科	修士課程	心理福祉学専攻	10名	20名

第3章 大学院及び研究科の組織及び目的

第5条 政治政策学研究科は、聖学院大学（以下「本大学」という。）政治経済学部を基礎として設置される。

2 文化総合学研究科は、本大学人文学部を基礎として設置される。

3 心理福祉学研究科は、本大学心理福祉学部を基礎として設置される。

4 本大学院各研究科の教育研究上の目的については、別記のとおりとする。

第6条 本大学院に次の教職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 教授、准教授、講師、助教、助手
- (4) 事務職員その他必要な職員

2 本大学院は必要に応じて客員の教授、准教授又は講師及び特命教授を置くことができる。

第7条 本大学院における授業科目の担当は、教授、准教授、客員教授、特命教授、客員准教授又は

非常勤講師が行う。ただし、特別の事情があるときは、講師、助教又は客員講師が行うことができる。
2 本大学院における研究指導は、教授が行う。ただし、特別の事情があるときは准教授又は客員教授、特命教授が行うことができる。

第8条 本大学院の各研究科に研究科委員会を置き、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究科長
 - (2) 研究科の授業科目及び研究指導を担当する専任教員
 - (3) 研究科の授業科目及び研究指導を担当する特任教員のうち、学長が指名する者
- 2 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。
- 3 学長及び大学チャプレンは、研究科委員会へ出席することができる。
- 4 政治経済学部長及び政治経済学部チャプレンは政治政策学研究科委員会に、人文学部長及び人文学部チャプレンは文化総合学研究科委員会に、心理福祉学部長及び心理福祉学部チャプレンは心理福祉学研究科委員会へそれぞれ出席することができる。
- 5 学長又は研究科長の指名した事務職員は、研究科委員会に陪席することができる。
- 6 各研究科の研究科委員会は合同で開催することができる。

第9条 研究科委員会は、学長が次の事項について決定を行うに当たり、これを審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 本大学院における教育研究に関するその他の重要な事項で、研究科委員会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 学長は、前項第3号の事項を定めるに当たっては、研究科長及び研究科委員会の意見を参酌し、その定めた事項を書面の交付その他の方法により研究科委員会に周知するものとする。
- 3 研究科委員会は、第1項に定めるもののほか、学長及び研究科長がつかさどる本大学院の教育研究に関する事項について審議し、意見を述べることができる。
- 4 研究科委員会の運営に関する事項は、別に定める。

第10条 キリスト教センターは、本大学院の宗務を担当する。

- 2 総合図書館は、本大学院の図書管理を担当する。
- 3 本大学院の事務は、学務部教務課が行う。

第4章 学年、学期及び休業日

第11条 学年は4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 本大学院の創立記念日を10月31日（宗教改革記念日）とする。

第12条 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から3月31日まで

- 2 学長は必要がある場合、春学期、秋学期の期間を変更することができる。

第13条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) クリスマス 12月25日
 - (4) 夏期、冬期及び春期休業については、別に定める。
- 2 学長は必要がある場合、休業日若しくは休業期間を変更し、又は、臨時に休業日を定めることができる。

第5章 入学

第14条 入学の時期は、毎学期の初めとする。

第15条 本大学院修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学（短期大学を除く。以下この条において同様とする。）を卒業した者
 - (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (6) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 本大学院博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位を得た者
 - (2) 外国において、修士の学位又はこれに相当する学位を得た者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 本大学院において、修士の学位を得た者と同等以上の学力があると認めた者
- 第 16 条 入学志願者は、入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて指定の期日までに本大学院に提出しなければならない。
- 第 17 条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。
- 第 18 条 前条の選考の結果合格の通知を受けた者は、誓約書、住民票抄本、その他本大学院が必要とする書類とともに、入学金及び所定の学費を添えて、指定の期日までに入学手続を完了しなければならない。
- 2 学長は入学手続を完了した者に対し、研究科委員会の議を経て入学を許可する。
- 第 19 条 他の大学院に在学する者で、本大学院に転入学を志願する者に対しては、欠員のある場合に限り、研究科委員会の議を経て選考のうえこれを許可することがある。

第 6 章 教育課程及び履修方法等

- 第 20 条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行う。
- 第 21 条 授業科目及びその単位数は、別表第 I のとおりとする。
- 2 授業科目の履修方法及び授業科目の単位計算方法については、研究科において別に定める。
- 3 研究科委員会は、学生の研究を指導するために、指導教員を定めるものとする。
- 第 22 条 履修した授業科目の単位修得の認定は、試験その他の方法により担当教員が行う。
- 第 23 条 授業科目の成績の評価は、S、A、B、C、D、X の 6 段階をもってし、S、A、B、C を合格とし、合格した授業科目については、所定の単位を与える。
- 第 24 条 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。
- 第 25 条 研究科において、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（以下「他大学院等」という。）との協議に基づき、学生が 1 年間を限度として、当該他大学院等において必要な指導を受けることを認めることができる。
- 第 26 条 研究科において、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該他大学院の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項の規定により、履修した授業科目により修得した単位については、研究科委員会の議を経て、15 単位を限度として、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 第 27 条 当該研究科において、教育研究上有益と認めるときは、他の研究科の授業科目を履修させ、これを第 32 条に規定する単位に充当することができる。
- 2 当該研究科において、教育研究上有益と認めるときは、学生が入学する前に本大学院又は他大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（聖学院大学学則 34 条に規定する単位として算入したものを除く）を、研究科委員会の議を経て、15 単位を限度として、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項に規定する学修は、前条第 2 項の単位数と併せて 20 単位を限度として修了単位として認めることができる。

第7章 休学及び退学

第28条 疾病その他やむを得ない理由により、引き続き3ヶ月以上修学が困難な者は、その理由を記し、休学を願い出ることができる。

2 疾病等のため修学することが適当でないと認められる者については、研究科長が研究科委員会の議を経て休学を命ずることができる。

第29条 休学期間は、1年以内とする。

2 修士課程及び博士前期課程の休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 博士後期課程の休学期間は、通算して3年を超えることができない。

4 休学期間は第3条に定める修業年限、在学年限に算入しない。

第30条 退学しようとする者は、その理由を記し、願い出なければならない。

第31条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 正当な理由がなく所定の期日までに学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第3条第3項に定める在学年限を超えた者
- (3) 第29条第2項及び第3項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 死亡した者

第8章 課程修了、学位及び資格

第32条 本大学院の修士課程又は博士前期課程の修了を研究科委員会の議を経て認定する為には、当該課程に2年以上在学し所定の単位を修得し、かつ、必要な指導を受けたうえ、当該研究科委員会の議を経て定める修士課程又は博士前期課程の目的に応じ、修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、所定の単位を修得し、優れた業績を上げた者については、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 本大学院の博士後期課程の修了を研究科委員会が認定する為には、当該課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、聖学院大学大学院学位規程に定める博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院に3年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了を研究科委員会が認定する為には、修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、聖学院大学大学院学位規程に定める博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

4 第2項及び前項の規定にかかわらず、第15条第2項第4号の規定により、博士後期課程への入学資格に関し修士の学位を得た者と同等以上の学力があると認められた者の博士後期課程の修了を研究科委員会が認定する為には、修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、聖学院大学大学院学位規程に定める博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

第33条 研究科委員会において前条各項の要件を充たしたと認められる者に対しては、学長により第3項の学位を授与する。

2 本大学院の学生以外の者が論文を提出して博士の学位を得ようとするときは、本大学院課程に準ずる審査を経て、博士の学位を授与することができる。

3 本大学院において授与する学位は次のとおりである。

政治政策学研究科修士課程	政治政策学専攻	修士（政治学）
文化総合学研究科博士前期課程	文化総合学専攻	修士（学術）
文化総合学研究科博士後期課程	文化総合学専攻	博士（学術）
心理福祉学研究科修士課程	心理福祉学専攻	修士（心理福祉学）

第9章 厚生施設

第34条 本大学院の教職員及び学生は、本大学の厚生施設を使用することができる。

第10章 研究生、科目等履修生、特別研修生、特別聴講生、外国人留学生及び長期履修生

第35条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、本大学院を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究生の在学期間は1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、期間延長を願い出ることができる。研究生は、指導教員の個人指導を受けるものとする。

4 研究生に関する規則は、別に定める。

第36条 本大学院において特定の授業科目を受講することを志願する者があるときは、研究科の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関する規則は、別に定める。

第37条 本大学院において特定の課題についての指導を受けることを志願する者があるときは、研究科の教育に支障のない場合に限り、特別研修生として入学を許可することができる。

2 特別研修生の在学期間は1年とする。

3 特別研修生に関する規則は、別に定める。

第38条 他大学院等の学生で、本大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学院等との協議に基づき、特別聴講生として入学を許可することができる。

2 特別聴講生に関する規則は、別に定める。

第39条 外国人で、本大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、本大学における日本語科目及び日本事情に関する科目を受講させることができる。

3 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第40条 本大学院の修士課程又は博士前期課程において、標準修業年限の2年を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修する場合は、長期履修生として入学を許可することができる。

2 長期履修生の在学期間は3年又は4年とする。

3 長期履修生に関する規則は、別に定める。

第11章 検定料、入学金及び学費

第41条 検定料、入学金及び授業料その他の諸費（以下「学費」という。）は、別表第Ⅱのとおりとする。

第42条 学費は、年額の2分の1ずつ春学期、秋学期の2期に分け、本大学院が指定する期間内に納付しなければならない。

2 修業年限超過者の学費については、別に定める。

3 留学及び再入学を許可された者の学費については、別に定める。

第43条 休学した者の学費は、休学が学期途中からであったときは、当該学期分の全額を納付しなければならない。ただし、休学が全学期にわたったときは、当該学期分の学費を免除とし、別に定める在籍料を納付しなければならない。

2 復学したときは学費の全額を納付しなければならない。

第 44 条 学期の途中で退学又は除籍された者は、当該学期分の学費を納付しなければならない。

第 45 条 停学を命じられた者の当該学期分の学費は、全額徴収する。

第 46 条 研究生、科目等履修生、特別研修生、特別聴講生及び長期履修生の検定料、入学金、学費については別表第Ⅱに定めるところによる。

第 47 条 納付された検定料、入学金、学費は返付しない。

第 12 章 雑 則

第 48 条 本学は、学則等（この学則及び学生に適用される学内諸規程をいう。以下同じ。）の内容について、学生等（学生又は入学予定者並びにその保護者をいう。以下同じ。）から請求があったときは、これを遅滞なく開示するものとする。

2 前項の規定は、本学が学生等に対し、学則等のうち主なものを表示した書面又は電磁的記録を、入学に際して予め提供又は開示することを妨げない。

第 49 条 学則等は、民法第 548 条の 4 各項の規定により、変更することがある。

2 学則等の変更は、研究科委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

3 前項の規定にかかわらず、理事会は、学則等の定める事項のうち、教育課程、履修方法その他の専ら教学分野の事項のみに関する規定の改廃又は新設をする権限を、前項の学長に委任するものとする。

第 50 条 この学則に定めるもののほか、本大学院学生に関し必要な事項は大学学則の規定を準用する。

2 大学学則をこの学則に準用する場合は、「学部」を「研究科」また「学部教授会」を「研究科委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この学則は、文部省の認可の日（平成 7 年 12 月 22 日）から施行する。

この学則は、1996 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、1998 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、文部省の認可の日（平成 10 年 12 月 22 日）から施行し、1999 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、2000 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、文部省の承認の日（平成 12 年 12 月 21 日）から施行し、2001 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、2001 年 4 月 23 日から施行し、2001 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、2002 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、2003 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、2004 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、2005 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、文部科学省の認可の日（平成 17 年 12 月 5 日）から施行し、2006 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、2006 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施設費は第 40 条にかかわらず 2005 年度秋学期入学生より適用し、2006 年 4 月 1 日からは在校生も適用する。

附 則

この学則の一部改正は、2007 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、2008 年 3 月 24 日から施行し、2008 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、2008 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、2009 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、2010 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、2011 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、2014 年 9 月 29 日から施行し、2014 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則の一部改正は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則の一部改正は、2016 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則の一部改正（第 28 条第 2 項、別表）は、2017 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則の一部改正（別表）は、2018 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則の一部改正（研究科名・専攻名の変更関係等及び別表）は、2019 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2018 年度以前の入学生については、なお従前の別表を適用する。

附 則

この学則の一部改正（休学・退学関係及び改正手続関係の章の新設、研究科の教育研究上の目的の明記ほか）は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則の一部改正（研究科名の変更等関係、学則等の開示・改正手続関係、別表）は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則の一部変更（第 1 条の 2、第 1 条の 3）は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則の一部改正（第 26 条の 2、第 27 条の 3）は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則の一部改正（第 46 条）は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

別記 研究科の教育研究上の目的

（政治政策学研究科）

政治政策学研究科は、問題の発見や解決策の立案などに関する専門知識および幅広い教養と豊かな精神を高め、かつ専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を有する人材の養成を目指す。

（文化総合学研究科）

（1）博士前期課程

文化総合学研究科博士前期課程は、人文学・人間学の立場から、アメリカ・ヨーロッパ文化および世界のグローバル化の中での日本文化の深層理解、さらには文化の人間学的基盤の解明に学問的に対応できる能力と幅広い教養を修得し、かつ専門分野における研究能力又は高度な専門性を要する職業に必要な能力を有する人材の養成を目指す。

（2）博士後期課程

文化総合学研究科博士後期課程は、新しいアメリカ・ヨーロッパ文化学および日本文化学の総合的視点にたった専門的見地から、多様化する社会において自立した研究者として貢献する専門的研究活動を遂行する能力を涵養するとともに、高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する人材の養成を目指す。

（心理福祉学研究科）

心理福祉学研究科は、人間学的基礎の上に福祉社会の担い手として貢献する高度な専門性をもった人材の養成を目的として、それぞれの専攻分野の課題について自ら問いを立て、回答を求める研究能力を有する人材の養成を目指す。

別表第Ⅱ（第41条・43条関係）

(1) 検定料

検定料	35,000 円
-----	----------

(2) 入学金

入学金	280,000 円
-----	-----------

(3) 授業料その他の諸費（学費）

（単位：円）

研究科	課程	学年	授業料	施設費	合 計
文化総合学研究科	博士前期	1 年次	730,000	120,000	850,000
		2 年次	730,000	120,000	850,000
	博士後期	1 年次	730,000	120,000	850,000
		2 年次	730,000	120,000	850,000
		3 年次	730,000	120,000	850,000
政治政策学研究科	修士	1 年次	730,000	120,000	850,000
		2 年次	730,000	120,000	850,000
心理福祉学研究科	修士	1 年次	730,000	120,000	850,000
		2 年次	730,000	120,000	850,000

(4) 学費以外に必要なその他の費用

①後援会等の諸費用

（単位：円）

研究科	課程	学年	後援会費	学生教育研究災害傷害保険料（学研災）	合 計
文化総合学研究科	博士前期	1 年次	5,000	1,750	6,750
		2 年次	5,000	—	5,000
	博士後期	1 年次	5,000	2,600	7,600
		2 年次	5,000		5,000
		3 年次	5,000		5,000
政治政策学研究科	修士	1 年次	5,000	1,750	6,750
		2 年次	5,000	—	5,000
心理福祉学研究科	修士	1 年次	5,000	1,750	6,750
		2 年次	5,000	—	5,000

②実習費等

（単位：円）

対象者	費目	課程費等
「心理実践実習」履修者	心理実践実習費（1 年次）	50,000
	心理実践実習費（2 年次）	50,000

(5) 在籍料

（単位：円）

研究科	課程	学年	在籍料	備考
全研究科	全課程	全学年	60,000	各学期